

平成 22 年度保健事業の概要

項 目		実施時期	事業内容の概要等
特定健康診査事業	1 受診券の交付	年 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳以上75歳未満の特定健康診査受診対象者となる任意継続被保険者・被扶養者について、契約健診機関において実施 ・ 健保組合負担 全額
	2 特定健康診査		
	3 情報提供		
特定保健指導事業	1 利用券の交付	年 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約健診機関等において実施 ・ 健保組合負担 全額
	2 動機付け支援		
	3 積極的支援		
保健指導 宣 伝 事 業	1 機関紙発行	毎 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「掲示板」(情報提供資料)を事業所に送付する。 ・ 健康づくりのためのパンフレット・ポスター等を配布する。 ・ 乳児の健康管理を目的とした月刊誌を出産した被保険者・被扶養者に1年間配布する。 ・ 被保険者等の医療費についてのコスト意識を高め、健康管理に資することを目的として、被保険者に対して実際に要した医療費の額等を通知する。 ・ 被保険者等の医療費についてのコスト意識を高め、患者負担の軽減や組合財政の改善を図ることを目的として、被保険者等に対してジェネリック医薬品の使用に伴う自己負担額の軽減に係る内容を通知する。 ・ 事業所ごとの保険財政収支状況を事業主が把握し、事業所における健康管理に資することを目的として、各事業所健康保険収支状況等資料を事業主に送付する。 ・ 健康管理事業の推進を図るため、健康管理事業推進委員会を開催する。 ・ 健康管理委員を対象として、研修会・説明会を開催する。 ・ 事業主、被保険者、被扶養者に健康保険組合の情報を提供し、サービスの向上に努める。 ・ 健康保険組合連合会と共催で、保健指導宣伝事業を行う。
	2 保健指導パンフレット等配布	随 時	
	3 母子保健指導書配布	毎 月	
	4 医療費通知(被保険者に対する通知)	3 月	
	5 ジェネリック医薬品使用促進通知	9月・3月	
	6 保険財政収支状況通知(事業主に対する通知)	5月・8月 11月・2月	
	7 健康管理事業推進委員会開催	4月・7月 10月・2月	
	8 健康管理委員研修会・説明会開催	9月・3月	
	9 ホームページの管理・運営	年 間	
	10 共同保健指導宣伝	年 間	
疾 病 予 防 事 業	1 短期人間ドック	4月～翌年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 35歳以上の被保険者・被扶養者を対象として、健診費用の一部を補助する。(申込みは4月1日～12月24日) ・ 40歳以上75歳未満の特定健康診査の実施対象である被保険者を対象として、健診費用の一部を、事業主に補助する。 ・ 被保険者・30歳(子宮頸癌検査は20歳)以上の被扶養者を対象として、郵送自己検診費用の一部を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子宮頸癌検査 ・ 肺癌検査 ・ 大腸癌検査 ・ 胃癌検査 ・ 前立腺癌検査 ・ B型肝炎検査 ・ C型肝炎検査 ・ 被保険者・30歳(子宮頸癌検査は20歳)以上の被扶養者を対象として、検診実施機関で受診した各種癌検診費用の一部を補助する。 ・ 被保険者・被扶養者を対象として、接種費用の一部を補助する。 ・ 保健師等が事業所を訪問し、被保険者等の健康相談に応じ、また必要な指導や助言を行う。 ・ 3カ月間で、80万歩歩行記録を達成した被保険者・被扶養者を表彰する。 ・ 希望者に家庭常備薬を有料斡旋する。
	2 特定健康診査に係る定期健康診断補助	4月～翌年2月 (原則)	
	3 郵送自己検診補助	10月	
	4 各種癌(乳癌・子宮頸癌・肺癌・大腸癌・胃癌・前立腺癌)検診補助	4月～翌年2月	
	5 季節型インフルエンザ予防接種補助	9月～翌年2月	
	6 事業所訪問保健指導事業	随 時	
	7 健康ウォーキング運動表彰	5月～ 7月 9月～11月	
	8 家庭常備薬有料斡旋	7月・11月	